



保護者のみなさま

# 令和5年度 就学援助制度のお知らせ

島本町教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品等に係る費用の援助を行っています。援助を希望される方は、次の内容に従って申請してください。

## 【援助費の使用目的】

この援助費は、義務教育期の就学に要する保護者の負担の軽減のために支給するものですので、必ず該当の費用に充ててください。

## 1 援助の対象者

町内に住所を有し、令和5年4月1日に町立小学校・中学校または大阪府立中学校に在籍する児童・生徒の保護者または生活保護の適用を受けている方で、令和4年中の保護者の合計所得金額の総額が、裏面の認定基準を用いた計算式により算出された認定基準額以下に該当する方。

## 2 申請受付

- ◎受付期間 **令和5年6月1日(木)～6月23日(金)** **【期間厳守】**  
午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日を除く)
- ◎提出先 〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号  
島本町教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課  
TEL: 075-962-2616



★令和5年度からオンラインでの申請が可能となりました。(右記QRコードから申請出来ます。)  
24時間手続きができ大変便利です。オンライン申請ができる世帯はできる限りオンラインにより申請願います。

★郵送の場合は、「特定記録郵便」または「簡易書留」での郵送によりお願いします  
(6月23日消印有効)。

## 3 申請時に必要なもの(書類で提出する場合)

- ①申請書
- ②印鑑及び援助費の振込先口座が確認できるもの(通帳・カードなど(写し可))  
※振込先口座は申請者(保護者)名義としてください。

### ③【以下の書類は、該当する方のみ】

- ・令和4年分所得証明：令和5年1月1日に町内に住所を有していなかった方のみ  
※令和5年1月1日に住んでいた市町村で取得してください。
- ・受給証明書：本年度、生活保護世帯である(であった)方のみ

※申請に基づき審査を行いますので、認否に係る事前のお問合せにはお答えできません。

「令和4年分所得」が未申告の方(収入があった保護者はもちろん、専業主婦(夫)の方や収入が無い方でも0円であること申告をしていただく必要があります。)は、認否の決定ができません。

該当する方については、あらかじめ「令和4年分所得」を島本町役場1階税務課で申告のうえ、ご申請ください。

#### 4 認定基準

**(①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額) × 1.3**

① 生活扶助基準額 第1類(表1) ② 生活扶助基準額 第2類(表2)

年齢区分	基準額	世帯人員	基準額	冬季加算額	計
0歳～2歳	228,240円	1人	474,240円	14,050円	488,290円
3歳～5歳	287,760円	2人	524,880円	18,200円	543,080円
6歳～11歳	372,000円	3人	581,880円	21,700円	603,580円
12歳～19歳	459,480円	4人	602,400円	24,600円	627,000円
20歳～40歳	439,800円	5人以上(1人増当たり加算額)	4,800円	900円	5,700円
41歳～59歳	416,880円	③ 教育扶助基準額(表3)			
60歳～69歳	394,200円	小学校	1人	25,800円	
70歳以上	353,160円	中学校	1人	50,160円	

【認定基準額計算例】～父(40歳)、母(35歳)、中学生(14歳)、小学生(9歳)の4人世帯の場合～

- ① **生活扶助基準額 第1類 1,711,080円**  
 ≪内訳≫父 439,800円、母 439,800円、中学生 459,480円、小学生 372,000円
- ② **生活扶助基準額 第2類 627,000円**
- ③ **教育扶助基準額 75,960円**  
 ≪内訳≫中学生×1人 50,160円、小学生×1人 25,800円
- ④ **(①1,711,080円+②627,000円+③75,960円)×1.3= 3,138,252円**  
 ⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が④の額以下であれば、認定となります。

注1) 昨年度認定を受けた方も新たに申請していただく必要があります。

注2) 対象の児童が里親制度に係る支弁の対象である場合などは除きます。

注3) 世帯状況や年齢などは、令和4年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が変わっている場合は、直近の状態で審査することがあります。

また、世帯人員の数は、保護者とその扶養家族(税法上の扶養家族)の合計数です。

注4) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除を控除する前の金額のことで。

#### 5 援助費の内容

費目	支給時期	支給額(年額)	対象学年
1 学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと)	小学校1年生 13,230円 2～6年生 15,500円 中学校1年生 25,040円 2・3年生 27,310円	全学年 (通学用品費は、2年生以上のみ)
2 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	8月末日 又は1月末日	保護者負担額(注7)	実施学年
3 中学校入学準備金	3月末日	63,000円	小学校6年生 (3月1日時点認定者)
4 修学旅行費	8月末日 又は1月末日	保護者負担額	小学校6年生 中学校3年生
5 卒業アルバム代	3月末日	保護者負担額(注7)	小学校6年生 中学校3年生
6 学校給食費	8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと)	保護者負担額	全学年
7 医療費(注8)	随時 (医療券発行)	保護者負担額	全学年

◎令和5年度当初に納入いただいた日本スポーツ振興センター災害共済掛金も返金します。

注5) 就学援助費の補助対象となっている給食費などに滞納が生じている場合は、援助費を学校長が代理で受領し、これらの学校納付金に充当いたします。

注6) 要保護世帯に対しては上記の援助費のうち4・7の援助費のみ、大阪府立中学校在籍者に対しては1・2・4・5の援助費のみの支給となります。

注7) ①校外活動費(宿泊を伴うもの)及び②卒業アルバム代に係る**支給上限額は、次のとおり**となります。  
 ①: 小学校 3,690円、中学校 6,210円 ②: 小学校 11,000円、中学校 8,800円

注8) 医療費の支給対象となる疾病は、学校保健安全法施行令第8条に定める次に掲げる疾病に限ります。  
 トラコーマ・結膜炎(アレルギー性除く)、白癬(はくせん)・疥癬(かいせん)・膿痂疹(のうかしん)、  
 中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性除く)、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む)

注9) 郵送事故の際の証明となりますので、郵便局でもらう送付記録を必ず保管してください。送付記録で発送日が確認できる場合に限り再度申請を受け付けます。